

四半期報告書

(第10期第2四半期)

株式会社

セブン銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	18
第4 【提出会社の状況】	19
1 【株式等の状況】	19
2 【株価の推移】	29
3 【役員の状況】	29
第5 【経理の状況】	30
1 【中間財務諸表】	31
2 【その他】	70
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	71

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月24日

【四半期会計期間】 第10期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社セブン銀行

【英訳名】 Seven Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 二子石 謙輔

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03-3211-3041

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員企画部長 舟竹 泰昭

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03-3211-3041

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員企画部長 舟竹 泰昭

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	45,234	45,640	43,146	89,815	88,830
経常利益	百万円	15,282	16,309	14,976	28,751	30,407
中間純利益	百万円	9,059	9,605	8,851	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	16,988	17,953
持分法を適用した場合の投資利益の金額	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	30,500	30,503	30,503	30,500	30,503
発行済株式総数	株	1,220,000	1,220,027	1,220,027	1,220,000	1,220,027
純資産額	百万円	92,990	104,604	115,520	98,393	109,939
総資産額	百万円	545,065	497,833	517,366	493,360	502,782
預金残高	百万円	219,411	203,196	237,256	188,111	208,708
貸出金残高	百万円	—	—	349	—	126
有価証券残高	百万円	88,856	89,463	89,651	88,887	89,410
1株当たり純資産額	円	76,181.89	85,666.77	94,559.83	80,610.55	90,039.83
1株当たり中間純利益金額	円	7,425.82	7,872.91	7,255.53	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	13,924.60	14,716.01
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	7,425.49	7,871.26	7,252.43	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	13,923.12	14,712.13
1株当たり配当額	円	2,100	2,450	2,600	4,900	5,200
自己資本比率	%	17.05	20.99	22.29	19.93	21.84
単体自己資本比率 (国内基準)	%	40.99	47.25	51.78	45.05	49.58
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	27,249	5,777	40,541	32,662	30,527
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△6,159	△3,984	△7,803	△11,664	△10,518

回次		第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△5,124	△3,415	△3,355	△7,686	△6,405
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	283,243	278,966	323,576	280,589	294,192
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	301 〔179〕	323 〔207〕	322 〔231〕	308 〔197〕	329 〔212〕

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、「最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益の金額につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。
7. 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

当社の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	322 [231]
---------	-----------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。また、役員、嘱託社員、派遣スタッフ、パート社員は除く)。
2. 従業員数の[外書]は、1日8時間、月間163時間換算による臨時従業員の当第2四半期会計期間における平均人員を概数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生していません。また、第9期有価証券報告書（平成22年6月18日提出）に記載した「事業等のリスク」に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものです。

(1)業績の状況

①経営成績の分析

（当期間の経営成績）

当第2四半期会計期間におけるわが国の景気は、輸出や生産の増加を背景とする企業収益や景況感の改善から、緩やかに回復しつつあるものの、政策効果の減衰等に伴う先行き不透明感の台頭により、改善の動きは弱まっております。一方、個人消費は、雇用・所得環境の厳しさが幾分緩和する下で、持ち直し基調が続いております。

以上のような状況下、当第2四半期会計期間の当社業績は、経常収益21,510百万円、経常利益7,063百万円、中間純利益4,229百万円となりました。

現金自動預払機（以下、「ATM」という）設置台数の増加により総利用件数は着実に増加を続けたものの、昨年度実施した提携先との経済条件見直しや改正貸金業法の完全施行（平成22年6月）に伴う当社ATMでのキャッシング提携先の取引減少等から減収減益となりました。

	前第2四半期会計期間 (百万円)	当第2四半期会計期間 (百万円)	増減率 (%)
経常収益	22,943	21,510	△6.2
経常利益	8,048	7,063	△12.2
四半期純利益	4,733	4,229	△10.6

(ATMサービス)

当第2四半期会計期間も、セブン&アイHLDGS.グループ(以下、「グループ」という)内外でATM設置台数の増加を推進いたしました。加えて、ご利用いただける提携金融機関を増やすことにより、ATMをご利用いただくお客さまの利便性向上に努めました。また、ATM設置店舗での告知活動を強化し、認知向上に努めました。

提携先については、新たに三菱UFJ信託銀行(平成22年9月)と提携いたしました。この結果、同年9月末現在の提携先は、銀行99行^(注1)、信用金庫263庫^(注2)、信用組合128組合^(注3)、労働金庫13庫、JAバンク1業態、JFマリンバンク1業態、商工組合中央金庫1庫、証券会社8社、生命保険会社8社、その他金融機関43社^(注4)の計565社^(注5)となっております。

ATM設置については、当社初の取組みとして東京都内2箇所ですらATMコーナーを開設しサービスを開始(同年7月)いたしました。また、グループ内では、利用件数の多いセブン-イレブン店舗へのATM増設(同年9月末現在の2台設置店舗は936店)を推進いたしました。一方、グループ外への展開としては、パルコ(同年7月)をはじめとして、商業施設やオフィスビル等に新たに設置し、設置場所や設置形態を拡充いたしました。

以上の取組みの結果、ATM設置台数は14,948台になりました。またこの間のATM利用件数は、改正貸金業法の完全施行(同年6月)に伴う当社ATMでのキャッシング提携先の取引減少から1日1台当たりの平均利用件数が115.0件(前第2四半期会計期間比0.8%減)となりましたが、ATM台数の増加により、総利用件数は156百万件(同4.4%増)と堅調に推移いたしました。

- (注) 1. 平成22年9月末の提携銀行数は、前事業年度末(97行)から新規提携により2行増加し、99行となりました。
2. 平成22年9月末の提携信用金庫数は、前事業年度末(258庫)から新規提携により5庫増加し、263庫となりました。
3. 平成22年9月末の提携信用組合数は、前事業年度末(127組合)から新規提携により1組合増加し、128組合となりました。
4. 平成22年9月末のその他金融機関は、前事業年度末(41社)から新規提携により2社増加し、43社となりました。
5. JAバンク及びJFマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

(金融サービス)

平成22年9月末現在、個人のお客さまの口座数は827千口座(前事業年度末比6.5%増)となりました。また、個人向けローンサービスの契約件数は6千件(同124.4%増)となりました。

代理・取次ぎ業務では、新たに保険代理業務や口座開設の取次ぎ等、インターネット上に展開している「みんなのマネーサイト。」にて取扱商品の拡充を図りました。

②財務状態に関する分析

(資産)

総資産は、517,366百万円となりました。

このうちA T M運営のために必要な現金預け金が323,576百万円と過半を占めております。この他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として必要な有価証券残高が89,651百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるA T M仮払金が66,172百万円となっております。

(負債)

負債合計は、401,845百万円となりました。

このうち主なものは預金であり、その残高（譲渡性預金を除く）は237,256百万円となっております。このうち、個人向け普通預金残高が94,005百万円、定期預金残高は47,490百万円となっております。

(純資産)

純資産合計は、115,520百万円となりました。

このうち利益剰余金は53,103百万円となっております。

	前事業年度末 (百万円) (A)	当第2四半期会計期間末 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
総資産	502,782	517,366	14,583
負債	392,843	401,845	9,002
純資産	109,939	115,520	5,580

③国内業務部門収支

当第2四半期会計期間の資金運用収支は前第2四半期会計期間比7百万円減少し△476百万円、役員取引等収支は同1,464百万円減少し18,899百万円、その他業務収支は同150百万円増加し△6百万円となりました。

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前第2四半期会計期間	△468
	当第2四半期会計期間	△476
うち資金運用収益	前第2四半期会計期間	103
	当第2四半期会計期間	31
うち資金調達費用	前第2四半期会計期間	572
	当第2四半期会計期間	507
役員取引等収支	前第2四半期会計期間	20,364
	当第2四半期会計期間	18,899
うち役員取引等収益	前第2四半期会計期間	22,815
	当第2四半期会計期間	21,449
うち役員取引等費用	前第2四半期会計期間	2,451
	当第2四半期会計期間	2,549
その他業務収支	前第2四半期会計期間	△156
	当第2四半期会計期間	△6
うちその他業務収益	前第2四半期会計期間	—
	当第2四半期会計期間	—
うちその他業務費用	前第2四半期会計期間	156
	当第2四半期会計期間	6

(注) 国際業務部門の収支はありません。また、特定取引収支はありません。

④国内業務部門役務取引の状況

当第2四半期会計期間の役務取引等収益は、A T M関連業務20,679百万円及び為替業務127百万円等により合計で前第2四半期会計期間比1,366百万円減少し21,449百万円となりました。役務取引等費用は、支払為替手数料を含めて同98百万円増加し2,549百万円となりました。

種類	期別	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期会計期間	22,815
	当第2四半期会計期間	21,449
うち預金・貸出業務	前第2四半期会計期間	14
	当第2四半期会計期間	14
うち為替業務	前第2四半期会計期間	122
	当第2四半期会計期間	127
うちA T M関連業務	前第2四半期会計期間	22,049
	当第2四半期会計期間	20,679
役務取引等費用	前第2四半期会計期間	2,451
	当第2四半期会計期間	2,549
うち為替業務	前第2四半期会計期間	55
	当第2四半期会計期間	56
うちA T M関連業務	前第2四半期会計期間	2,387
	当第2四半期会計期間	2,470

(注) 国際業務部門の役務取引はありません。

⑤国内業務部門預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	金額(百万円)
預金合計	平成21年9月30日	203,196
	平成22年9月30日	237,256
うち流動性預金	平成21年9月30日	145,846
	平成22年9月30日	161,161
うち定期性預金	平成21年9月30日	57,123
	平成22年9月30日	75,893
うちその他	平成21年9月30日	226
	平成22年9月30日	200
譲渡性預金	平成21年9月30日	15,300
	平成22年9月30日	1,110
総合計	平成21年9月30日	218,496
	平成22年9月30日	238,366

- (注) 1. 国際業務部門の預金残高はありません。
 2. 流動性預金＝普通預金
 3. 定期性預金＝定期預金

⑥国内業務部門貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
個人	—	—	349	100.00
法人	—	—	—	—
合計	—	—	349	100.00

- (注) 国際業務部門の貸出金残高はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間における現金及び現金同等物は、323,576百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

当第2四半期会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主にコールローンの減少額38,000百万円及び預金の増加額14,162百万円等の増加要因が、コールマネーの減少額33,800百万円及び譲渡性預金の減少額14,190百万円等の減少要因を下回ったことにより21,192百万円の収入となりました。

当第2四半期会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有価証券の償還による収入79,458百万円が有価証券の取得による支出71,877百万円を上回ったこと等により4,014百万円の収入となりました。

当第2四半期会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした。

	前第2四半期会計期間 (百万円) (A)	当第2四半期会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
営業活動による キャッシュ・フロー	△11,005	21,192	32,197
投資活動による キャッシュ・フロー	8,883	4,014	△4,869
財務活動による キャッシュ・フロー	—	—	—
現金及び現金同等物の 四半期末残高	278,966	323,576	44,609

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(参考) 当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	39,431	37,022	△2,409
経費 (除く臨時処理分)	23,042	21,947	△1,094
人件費	2,175	2,316	140
物件費	19,322	18,353	△968
税金	1,544	1,278	△265
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	16,389	15,074	△1,315
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	16,389	15,074	△1,315
一般貸倒引当金繰入額	13	0	△12
業務純益	16,375	15,073	△1,302
うち債券関係損益	—	—	—
臨時損益	△66	△97	△30
株式関係損益	—	△137	△137
不良債権処理損失	98	—	△98
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	98	—	△98
その他の債権売却損等	—	—	—
その他臨時損益	32	40	8
経常利益	16,309	14,976	△1,333
特別損益	△92	△46	46
うち固定資産処分損益	△92	△1	90
税引前中間純利益	16,216	14,929	△1,287
法人税、住民税及び事業税	6,579	6,026	△553
法人税等調整額	32	51	19
法人税等合計	6,611	6,077	△533
中間純利益	9,605	8,851	△753

(注) 1. 業務粗利益 = 資金運用収支 + 役員取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

5. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	0.28	0.11	△0.17
（イ）貸出金利回	—	14.98	14.98
（ロ）有価証券利回	0.32	0.06	△0.25
(2) 資金調達原価 ②	11.78	10.75	△1.02
（イ）預金等利回	0.22	0.15	△0.07
（ロ）外部負債利回	0.75	0.62	△0.12
(3) 総資金利鞘 ①-②	△11.49	△10.63	0.85

（注）「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース （一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	31.47	26.08	△5.39
業務純益ベース （一般貸倒引当金繰入前）	31.47	26.08	△5.39
業務純益ベース	31.44	26.07	△5.36
中間純利益ベース	18.44	15.31	△3.12

4. 預金・貸出金の状況（単体）

（1）預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	203,196	237,256	34,060
預金（平残）	209,430	234,757	25,327
貸出金（末残）	—	349	349
貸出金（平残）	—	242	242

（注）譲渡性預金を除いております。

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	121,026	141,504	20,477
法人	82,169	95,752	13,582
合計	203,196	237,256	34,060

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	—	349	349
住宅ローン残高	—	—	—
その他ローン残高	—	349	349

(4) 中小企業等貸出金

該当事項はありません。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

該当事項はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	30,503	30,503
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	30,503	30,503
	その他資本剰余金	1,239	1,239
	利益準備金	—	0
	その他利益剰余金	42,246	53,103
	その他	—	—
	自己株式（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	2,989	3,172
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	88	154
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	101,591	112,331
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	101,591	112,331
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	70	41
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	—	—
	計	70	41
	うち自己資本への算入額 (B)	70	41
控除項目	控除項目（注4） (C)	2,000	2,000
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	99,662	110,373
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	55,482	52,928
	オフ・バランス取引等項目	5	7
	信用リスク・アセットの額 (E)	55,487	52,935
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 （(G) / 8%） (F)	155,419	160,196
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	12,433	12,815
	計 (E) + (F) (H)	210,907	213,131
単体自己資本比率（国内基準）= D / H × 100（%）		47.25	51.78
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100（%）		48.16	52.70

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものではありません。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の貸出金、未収収益中の未収利息、A T M仮払金及びその他資産中の仮払金の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものがあります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	0
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	56,358	66,579

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

第1四半期会計期間末に計画中であった重要な設備計画のうち、当第2四半期会計期間に完了したものは次のとおりであります。

店舗名 その他	所在地	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月
本店他	東京都千代田区他	A T M取引中継システム	2,103	平成22年7月

(注) 上記の金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,880,000
計	4,880,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,220,027	1,220,027	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	完全議決権株式であり、株主 としての権利内容に制限のな い、標準となる株式。 単元株制度は採用しておりま せん。
計	1,220,027	1,220,027	—	—

(注) 大阪証券取引所 (JASDAQ市場) は、平成22年10月12日付で同取引所へラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ (スタンダード) であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

(イ)平成20年6月18日第7回定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	157 (注) 1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	157 (注) 2.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年8月13日から 平成50年8月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり236,480円 資本組入額 1株当たり118,240円
新株予約権の行使の条件	(注) 3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4.

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1株とします。

2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

3. (1) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。

- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
- ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (9) 上記表中は、平成20年7月18日の取締役会決議により一部修正された内容となります。

(ロ) 平成20年6月18日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	21 (注) 1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21 (注) 2.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年8月13日から 平成50年8月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり236,480円 資本組入額 1株当たり118,240円
新株予約権の行使の条件	(注) 3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4.

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。
3. (1) 新株予約権者は、当社執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
- ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (9) 上記表中は、平成20年7月18日の取締役会決議により一部修正された内容となります。

(ハ) 平成21年7月10日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	171 (注) 1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	171 (注) 2.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年8月4日から 平成51年8月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり221,862円 資本組入額 1株当たり110,931円
新株予約権の行使の条件	(注) 3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4.

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

3. (1) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。

- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
 - ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(二) 平成21年7月10日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	38 (注) 1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38 (注) 2.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年8月4日から 平成51年8月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり221,862円 資本組入額 1株当たり110,931円
新株予約権の行使の条件	(注) 3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4.

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

3. (1) 新株予約権者は、当社執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
- ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(ホ) 平成22年7月9日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	423 (注) 1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	423 (注) 2.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成22年8月10日から 平成52年8月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり139,824円 資本組入額 1株当たり69,912円
新株予約権の行使の条件	(注) 3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4.

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

3. (1) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。

- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
- ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(へ) 平成22年7月9日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	51 (注) 1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51 (注) 2.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成22年8月10日から 平成52年8月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり139,824円 資本組入額 1株当たり69,912円
新株予約権の行使の条件	(注) 3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4.

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

3. (1) 新株予約権者は、当社執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
 - ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年9月30日	—	1,220,027	—	30,503	—	30,503

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	353,639	28.98
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	146,961	12.04
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日2-18-2	52,400	4.29
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	P. O. BOX 351, Boston Massachusetts 02101, U. S. A. (東京都中央区日本橋3-11-1)	49,834	4.08
株式会社ライフフーズ	福島県郡山市富久山町久保田字古町48-1	30,000	2.45
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351, Boston Massachusetts 02101, U. S. A. (東京都中央区月島4-16-13)	23,689	1.94
モルガンスタンレーアンドカンパニー インク (常任代理人 モルガン・スタンレー M U F G証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都渋谷区恵比寿4-20-3)	18,293	1.49
サジヤツブ (常任代理人 株式会社三菱東京UF J銀行)	P. O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2-7-1)	17,897	1.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	16,904	1.38
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	15,000	1.22
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託 銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1-13-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	15,000	1.22
計	—	739,617	60.62

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)

16,366 株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,220,027	1,220,027	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,220,027	—	—
総株主の議決権	—	1,220,027	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	188,900	186,100	173,300	171,800	169,400	165,500
最低(円)	179,800	152,400	156,100	157,000	157,700	149,300

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所（JASDAQ市場）におけるものであります。

なお、大阪証券取引所（JASDAQ市場）は、同取引所へラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、当社は平成22年10月12日付で大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場となっております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。

2. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受け、当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、有限責任 あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもってあずさ監査法人から名称変更しております。

4. 当社は子会社等がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	278,966	323,576	294,192
コールローン	35,000	—	20,000
有価証券	※5 89,463	※5 89,651	※5 89,410
貸出金	—	※1, ※2, ※3, ※4, ※6 349	※1, ※2, ※3, ※6 126
前払年金費用	96	56	77
未収収益	7,261	6,641	7,106
A T M仮払金	56,248	66,172	61,763
その他資産	※5 1,151	※5 1,199	※5 1,116
有形固定資産	※7 13,446	※7 10,909	※7 11,257
無形固定資産	15,100	17,702	16,648
繰延税金資産	1,275	1,147	1,211
貸倒引当金	△177	△41	△129
資産の部合計	497,833	517,366	502,782
負債の部			
預金	203,196	237,256	208,708
譲渡性預金	15,300	1,110	10,300
コールマネー	—	※5 5,100	※5 13,300
借入金	48,000	32,000	31,000
社債	90,000	90,000	90,000
A T M仮受金	23,200	24,722	25,775
その他負債	13,246	11,347	13,464
未払法人税等	6,764	6,219	6,711
資産除去債務	—	258	—
その他の負債	6,481	4,869	6,753
賞与引当金	285	309	294
負債の部合計	393,228	401,845	392,843
純資産の部			
資本金	30,503	30,503	30,503
資本剰余金	31,742	31,742	31,742
資本準備金	30,503	30,503	30,503
その他資本剰余金	1,239	1,239	1,239
利益剰余金	42,246	53,103	47,606
利益準備金	—	0	0
その他利益剰余金	42,246	53,103	47,606
繰越利益剰余金	42,246	53,103	47,606
株主資本合計	104,492	115,348	109,851
その他有価証券評価差額金	23	16	△0
評価・換算差額等合計	23	16	△0
新株予約権	88	154	88
純資産の部合計	104,604	115,520	109,939
負債及び純資産の部合計	497,833	517,366	502,782

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
経常収益	45,640	43,146	88,830
資金運用収益	217	91	394
(うち貸出金利息)	—	18	1
(うち有価証券利息配当金)	179	39	317
役務取引等収益	45,389	43,001	88,350
(うちA T M受入手数料)	43,853	41,467	85,294
その他経常収益	33	53	85
経常費用	29,331	28,170	58,422
資金調達費用	1,136	1,010	2,176
(うち預金利息)	176	184	351
役務取引等費用	4,854	5,049	9,691
(うちA T M設置支払手数料)	4,494	4,708	9,003
(うちA T M支払手数料)	234	198	444
その他業務費用	184	11	230
営業経費	※1 23,042	※1 21,948	46,256
その他経常費用	※2 113	※2 150	66
経常利益	16,309	14,976	30,407
特別利益	—	87	—
貸倒引当金戻入益	—	87	—
特別損失	92	133	101
固定資産処分損	92	1	101
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	131	—
税引前中間純利益	16,216	14,929	30,306
法人税、住民税及び事業税	6,579	6,026	12,239
法人税等調整額	32	51	113
法人税等合計	6,611	6,077	12,352
中間純利益	9,605	8,851	17,953

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	30,500	30,503	30,500
当中間期変動額			
新株の発行	3	—	3
当中間期変動額合計	3	—	3
当中間期末残高	30,503	30,503	30,503
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	30,500	30,503	30,500
当中間期変動額			
新株の発行	3	—	3
当中間期変動額合計	3	—	3
当中間期末残高	30,503	30,503	30,503
その他資本剰余金			
前期末残高	1,239	1,239	1,239
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	1,239	1,239	1,239
資本剰余金合計			
前期末残高	31,739	31,742	31,739
当中間期変動額			
新株の発行	3	—	3
当中間期変動額合計	3	—	3
当中間期末残高	31,742	31,742	31,742
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	—	0	—
当中間期変動額			
利益準備金の積立	—	—	0
当中間期変動額合計	—	—	0
当中間期末残高	—	0	0
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	36,057	47,606	36,057
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,416	△3,355	△6,405
利益準備金の積立	—	—	△0
中間純利益	9,605	8,851	17,953
当中間期変動額合計	6,189	5,496	11,548
当中間期末残高	42,246	53,103	47,606
利益剰余金合計			
前期末残高	36,057	47,606	36,057
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,416	△3,355	△6,405
利益準備金の積立	—	—	—
中間純利益	9,605	8,851	17,953
当中間期変動額合計	6,189	5,496	11,548
当中間期末残高	42,246	53,103	47,606

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本合計			
前期末残高	98,296	109,851	98,296
当中間期変動額			
新株の発行	6	—	6
剰余金の配当	△3,416	△3,355	△6,405
中間純利益	9,605	8,851	17,953
当中間期変動額合計	6,195	5,496	11,555
当中間期末残高	104,492	115,348	109,851
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	48	△0	48
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△24	17	△49
当中間期変動額合計	△24	17	△49
当中間期末残高	23	16	△0
評価・換算差額等合計			
前期末残高	48	△0	48
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△24	17	△49
当中間期変動額合計	△24	17	△49
当中間期末残高	23	16	△0
新株予約権			
前期末残高	48	88	48
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	39	66	39
当中間期変動額合計	39	66	39
当中間期末残高	88	154	88
純資産合計			
前期末残高	98,393	109,939	98,393
当中間期変動額			
新株の発行	6	—	6
剰余金の配当	△3,416	△3,355	△6,405
中間純利益	9,605	8,851	17,953
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	15	83	△9
当中間期変動額合計	6,210	5,580	11,546
当中間期末残高	104,604	115,520	109,939

(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間純利益	16,216	14,929	30,306
減価償却費	6,216	5,497	12,846
貸倒引当金の増減 (△)	111	△87	63
資金運用収益	△217	△91	△394
資金調達費用	1,136	1,010	2,176
有価証券関係損益 (△)	—	137	—
固定資産処分損益 (△は益)	92	1	101
貸出金の純増 (△) 減	—	△223	△126
預金の純増減 (△)	15,084	28,547	20,596
譲渡性預金の純増減 (△)	△25,900	△9,190	△30,900
借入金の純増減 (△)	△21,000	1,000	△38,000
コールローン等の純増 (△) 減	△6,000	20,000	9,000
コールマネー等の純増減 (△)	—	△8,200	13,300
普通社債発行及び償還による増減 (△)	30,000	—	30,000
A T M未決済資金の純増 (△) 減	△1,382	△5,461	△4,323
資金運用による収入	361	363	714
資金調達による支出	△1,080	△937	△2,066
その他	△854	△318	31
小計	12,786	46,978	43,326
法人税等の支払額	△7,009	△6,436	△12,799
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,777	40,541	30,527
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△152,402	△159,136	△229,544
有価証券の売却による収入	—	12	—
有価証券の償還による収入	151,640	158,499	228,640
有形固定資産の取得による支出	△686	△2,140	△2,846
無形固定資産の取得による支出	△2,535	△5,038	△6,768
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,984	△7,803	△10,518
財務活動によるキャッシュ・フロー			
ストックオプションの行使による収入	0	—	0
配当金の支払額	△3,416	△3,355	△6,405
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,415	△3,355	△6,405
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,623	29,383	13,603
現金及び現金同等物の期首残高	280,589	294,192	280,589
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 278,966	※1 323,576	※1 294,192

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 6年～18年 A T M 5年 その他 2年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同 左</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 6年～18年 A T M 5年 その他 2年～20年</p>
	<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同 左</p>	<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同 左</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>—————</p>	<p>社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査を行うこととしております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同 左</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間会計期間末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>当事業年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。</p> <p>なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p>
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>同 左</p>	<p>外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
6. リース取引の処理 方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
7. ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左
8. (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」であります。	同 左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左	同 左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—————	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は11百万円、税引前中間純利益は142百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は247百万円であります。</p>	—————

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—————	—————	<p>(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年 9 月 30 日)	当中間会計期間末 (平成22年 9 月 30 日)	前事業年度末 (平成22年 3 月 31 日)
<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権は該当無し、延滞債権額は0百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権及び延滞債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>—————</p> <p>※5. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券87,169百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は721百万円であります。</p> <p>—————</p>	<p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は0百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保として供している資産</p> <p>有価証券 5,197百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>コールマネー 5,100百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券82,309百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は786百万円であります。</p> <p>※6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、264百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものは264百万円であります。</p> <p>※7. 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>—————</p> <p>※5. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保として供している資産</p> <p>有価証券 1,199百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>コールマネー 1,100百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券85,916百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は734百万円であります。</p> <p>※6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、146百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものは146百万円であります。</p> <p>※7. 有形固定資産の減価償却累計額</p>
23,680百万円	30,359百万円	27,593百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 3,650百万円</p> <p>無形固定資産 2,566百万円</p> <p>※2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 111百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 2,662百万円</p> <p>無形固定資産 2,834百万円</p> <p>※2. 「その他経常費用」には、株式等売却損137百万円を含んでおります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220,000	27	—	1,220,027	(注) 2.
合計	1,220,000	27	—	1,220,027	

(注) 1. 自己株式は存在いたしません。

2. 普通株式の増加はストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			当中間会計 期間末残高 (百万円)	摘要	
		前事業年度末	当中間会計期間				当中間会計 期間末
			増加	減少			
ストック・オプ ションとしての 新株予約権		—	—	—	88		
合計		—	—	—	88		

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年5月29日 取締役会	普通株式	3,416	2,800	平成21年3月31日	平成21年6月2日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年11月5日 取締役会	普通株式	2,989	利益剰余金	2,450	平成21年9月30日	平成21年12月1日

II 当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220,027	—	—	1,220,027	
合計	1,220,027	—	—	1,220,027	

(注) 自己株式は存在いたしません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)	摘要
		前事業年度末	当中間会計期間		当中間会計 期間末		
			増加	減少			
ストック・オブ ションとしての 新株予約権		—	—	—	154		
合計		—	—	—	154		

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月28日 取締役会	普通株式	3,355	2,750	平成22年3月31日	平成22年6月1日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	3,172	利益剰余金	2,600	平成22年9月30日	平成22年12月1日

Ⅲ 前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220,000	27	—	1,220,027	(注) 2.
合計	1,220,000	27	—	1,220,027	

(注) 1. 自己株式は存在いたしません。

2. 普通株式の増加はストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			当事業年度 末残高 (百万円)	摘要	
		前事業年度末	当事業年度				当事業年度末
			増加	減少			
ストック・オプションとしての 新株予約権		—	—	—	88		
合計		—	—	—	88		

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年5月29日 取締役会	普通株式	3,416	2,800	平成21年3月31日	平成21年6月2日
平成21年11月5日 取締役会	普通株式	2,989	2,450	平成21年9月30日	平成21年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月28日 取締役会	普通株式	3,355	利益剰余金	2,750	平成22年3月31日	平成22年6月1日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 <u>278,966</u> 現金及び現金同等物 <u>278,966</u>	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成22年9月30日現在 現金預け金勘定 <u>323,576</u> 現金及び現金同等物 <u>323,576</u>	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成22年3月31日現在 現金預け金勘定 <u>294,192</u> 現金及び現金同等物 <u>294,192</u>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産はありません。	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産はありません。	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産はありません。
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,690百万円 無形固定資産 502百万円 合計 8,193百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 6,014百万円 無形固定資産 422百万円 合計 6,437百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 1,676百万円 無形固定資産 79百万円 合計 1,756百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 1,442百万円 1年超 381百万円 合計 1,823百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 858百万円 減価償却費相当額 816百万円 支払利息相当額 24百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 6,650百万円 無形固定資産 200百万円 合計 6,851百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 6,323百万円 無形固定資産 167百万円 合計 6,490百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 327百万円 無形固定資産 33百万円 合計 361百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 367百万円 1年超 11百万円 合計 379百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 706百万円 減価償却費相当額 669百万円 支払利息相当額 8百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 ・利息相当額の算定方法 同 左	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,656百万円 無形固定資産 502百万円 合計 8,159百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 6,679百万円 無形固定資産 448百万円 合計 7,128百万円 期末残高相当額 有形固定資産 976百万円 無形固定資産 54百万円 合計 1,031百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 1,041百万円 1年超 34百万円 合計 1,076百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,618百万円 減価償却費相当額 1,538百万円 支払利息相当額 41百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 ・利息相当額の算定方法 同 左
2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 9百万円 1年超 4百万円 合計 14百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 3百万円 1年超 2百万円 合計 5百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 7百万円 1年超 3百万円 合計 10百万円

(金融商品関係)

I 当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2) 参照)。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金(*)	323,562	323,562	—
(2) 有価証券 その他有価証券	87,507	87,507	—
(3) 貸出金 貸倒引当金(*)	349 △0		
	349	349	—
(4) ATM仮払金(*)	66,170	66,170	—
資産計	477,590	477,590	—
(1) 預金	237,256	237,696	440
(2) 譲渡性預金	1,110	1,110	0
(3) コールマネー	5,100	5,100	—
(4) 借入金	32,000	32,781	781
(5) 社債	90,000	92,075	2,075
(6) ATM仮受金	24,722	24,722	—
負債計	390,189	393,486	3,296

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、ATM仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金はありません。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものはありません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(4) ATM仮払金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定してしております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、変動金利によるものはありません。

(5) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(6) ATM仮受金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載してしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間貸借対照表計上額
非上場株式(*)	2,144
合 計	2,144

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

II 前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達・運用の両面において、安定性確保とリスク極小化を基本方針としており、積極的なリスクテイクによる収益追求は行っておりません。

当社の資金調達は、ATM装填用現金等の運転資金及びATM・システム関連投資等の設備投資資金の調達に大別され、金利動向等を踏まえてベースとなる資金を預金、長期借入や社債発行等により確保した上で、日々の調達額の変動をコール市場からの調達により賄っております。

一方、運用については、個人向けに、ごく小口の貸出業務を行っておりますが、中心は「限定的なエンドユーザー」としての資金証券業務であります。運用先は信用力が高く流動性に富む国債等の有価証券や信用力の高い金融機関に対する預け金、コールローン等に限定しており、リスクの高い金融派生商品等による運用は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主としてATM事業を円滑に行うための現金がその大半を占めております。余資をコールローンに放出しており、発行体の信用リスクに晒されております。有価証券は、国債、地方債及び株式であり、その他保有目的としております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。貸出金は、個人向けのローンサービス(極度型カードローン)であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、債権は全額保証を付しているため、リスクは限定的となっております。

また、当社は、銀行業を営んでおり、その金融負債の大半を占める預金及び譲渡性預金は金利の変動リスクに晒されております。必要に応じてコールマネーにて短期的な調達をしておりますが、必要な資金を調達できない流動性リスクに晒されております。借入金、社債は、一定の環境の下で当社が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「信用リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。信用リスクは現状、A T Mに関する決済業務及びA L M操作に関わる優良な金融機関等に対する預け金、資金放出、仮払金等に限定し、信用リスクを抑制した運営としております。また、自己査定基準、償却引当基準、自己査定・償却引当規程に従い、適正な自己査定、償却引当を実施しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「市場性リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「市場性リスク管理規程」にて、リスク限度額、ポジション限度、損失許容限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理担当がそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。なお、月1回開催するA L M委員会にて、リスクの状況、金利動向の見通し等が報告され、運営方針を決定する体制としております。

③ 流動性リスクの管理

流動性リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「流動性リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「流動性リスク管理規程」にて、運用・調達の間隔の違いによって生ずるギャップ限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理担当がそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。資金繰り逼迫時には、全社的に迅速かつ機動的な対応が取れるよう、シナリオ別対策を予め策定し、万全を期しており、資金流動性確保に懸念はないものと考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金（*）	294,190	294,190	—
(2) コールローン（*）	19,981	19,981	—
(3) 有価証券 その他有価証券	87,116	87,116	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（*）	126 △0		
	126	126	—
(5) ATM仮払金（*）	61,761	61,761	—
資産計	463,176	463,176	—
(1) 預金	208,708	209,117	409
(2) 譲渡性預金	10,300	10,300	—
(3) コールマネー	13,300	13,300	—
(4) 借入金	31,000	31,520	520
(5) 社債	90,000	91,929	1,929
(6) ATM仮受金	25,775	25,775	—
負債計	379,084	381,944	2,859

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン、ATM仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金はありません。

(2) コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものはありません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) ATM仮払金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定してしております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、変動金利によるものはありません。

(5) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(6) ATM仮受金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載してあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	2,294
合 計	2,294

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	5,227	—	—	—	—	—
コールローン	20,000	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち 満期のあるもの	86,999	—	—	—	—	—
うち国債	77,000	—	—	—	—	—
地方債	9,999	—	—	—	—	—
貸出金(*2)	126	—	—	—	—	—
A T M 仮払金	61,763	—	—	—	—	—
合 計	174,117	—	—	—	—	—

(*1) 預け金のうち、満期のない預け金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等はありません。

なお、貸出金は、「1年以内」として開示しております。

(注4) 社債、借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	175,468	15,818	17,422	—	—	—
譲渡性預金	10,300	—	—	—	—	—
コールマネー	13,300	—	—	—	—	—
借入金	12,000	—	18,000	1,000	—	—
社債	—	46,000	44,000	—	—	—
A T M 仮受金	25,775	—	—	—	—	—
合 計	236,843	61,818	79,422	1,000	—	—

(*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

※中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

I 前中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）
該当事項はありません。
2. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
債券	87,130	87,169	39
国債	77,082	77,116	34
地方債	10,048	10,053	5
合計	87,130	87,169	39

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	2,294

II 当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）
該当事項はありません。
2. 子会社株式及び関連会社株式（平成22年9月30日現在）
該当事項はありません。

3. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照 表計上額を超えるもの	債券			
	国債	64,796	64,766	30
	社債	—	—	—
	小計	64,796	64,766	30
時価が中間貸借対照 表計上額を超えないもの	債券			
	国債	20,492	20,493	△1
	社債	2,218	2,218	△0
	小計	22,710	22,712	△1
合計		87,507	87,479	28

4. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

Ⅲ 前事業年度末

1. 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. 子会社及び関連会社株式（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券			
	国債	26,124	26,121	3
	地方債	7,497	7,494	3
	小計	33,622	33,615	6
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券			
	国債	50,973	50,978	△5
	地方債	2,520	2,523	△2
	小計	53,494	53,502	△8
合計		87,116	87,117	△1

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。
7. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。
8. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

（金銭の信託関係）

- I 前中間会計期間末
該当事項はありません。
- II 当中間会計期間末
該当事項はありません。
- III 前事業年度末
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間会計期間末

○その他有価証券評価差額金（平成21年9月30日現在）

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	39
その他有価証券	39
（△）繰延税金負債	△16
その他有価証券評価差額金	23

II 当中間会計期間末

○その他有価証券評価差額金（平成22年9月30日現在）

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	28
その他有価証券	28
（△）繰延税金負債	△11
その他有価証券評価差額金	16

III 前事業年度末

○その他有価証券評価差額金（平成22年3月31日現在）

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△1
その他有価証券	△1
（+）繰延税金資産	0
その他有価証券評価差額金	△0

(デリバティブ取引関係)

I 前中間会計期間末

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

II 当中間会計期間末

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金	5,000	5,000	(注)
	合計	—	—	—	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引（平成22年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成22年9月30日現在）

該当事項はありません。

Ⅲ 前事業年度末

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金	5,000	5,000	(注)
	合計	—	—	—	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 46百万円

2. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第2回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名	当社執行役員 5名
株式の種類及び付与数 (注) 1.	普通株式 171株	普通株式 38株
付与日	平成21年8月3日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成21年8月4日から平成51年8月3日まで	同左
権利行使価格	1株当たり 1円	同左
付与日における公正な評価単価 (注) 2.	新株予約権 1個当たり 221,862円	同左

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式の1株であります。

II 当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. スtock・オプションにかかる当中間会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 66百万円

2. 当中間会計期間に付与したStock・オプションの内容

	第3回-①新株予約権 (株式報酬型Stock・オプション)	第3回-②新株予約権 (株式報酬型Stock・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名	当社執行役員 4名
株式の種類及び付与数(注) 1.	普通株式 423株	普通株式 51株
付与日	平成22年8月9日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成22年8月10日から平成52年8月9日まで	同左
権利行使価格	1株当たり 1円	同左
付与日における公正な評価単価(注) 2.	新株予約権 1個当たり 139,824円	同左

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式の1株であります。

Ⅲ 前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. ストック・オプションにかかる当事業年度における費用計上額及び科目名

営業経費 46百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社執行役員 3名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 184株	普通株式 21株
付与日	平成20年8月12日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成20年8月13日から平成50年8月12日まで	同左

	第2回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社執行役員 5名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 171株	普通株式 38株
付与日	平成21年8月3日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成21年8月4日から平成51年8月3日まで	同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	184	21
権利確定	—	—
権利行使	27	—
失効	—	—
未行使残	157	21

	第2回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	171	38
失効	—	—
権利確定	171	38
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	171	38
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	171	38

② 単価情報

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価(注)	新株予約権1個当たり 251,300円	—
付与日における公正な評価単価 (注)	—	新株予約権1個当たり 236,480円

	第2回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価 (注)	新株予約権1個当たり 221,862円	新株予約権1個当たり 221,862円

(注) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式の1株であります。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第2回-①新株予約権及び第2回-②新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第2回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
株価変動性 (注) 1.	34.55%	34.55%
予想残存期間 (注) 2.	5年	5年
予想配当 (注) 3.	4,900円/株	4,900円/株
無リスク利率 (注) 4.	0.745%	0.745%

(注) 1. 平成20年2月29日にジャスダック証券取引所(現大阪証券取引所JASDAQ市場)に上場いたしました
が、公開後の日が浅く、十分な量の株価情報を収集することが困難であるため、類似する企業に関する株価情
報に基づき算定しております。

なお、株価変動性を見積もりに使用した株価実績は5年間(平成16年7月25日から平成21年8月3日まで)
に係るものであります。

2. 在職中の役員、平成21年6月から年齢退任日までの日数の平均値に、行使可能期間の10日間を加算した日
数を経過した時点で行使されるものと推測して見積もっております。
3. 直近の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法
を採用しています。

(持分法損益等)

I 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

II 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

III 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高 (注)	247百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8百万円
その他増減額 (△は減少)	2百万円
当中間会計期間末残高	<u>258百万円</u>

(注) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当中間会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. サービスごとの情報

当社は、ATM関連業務の区分の外部顧客に対する経常収益が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

当社は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	経常収益	関連するセグメント名
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,571	—————

(注) 一般企業の売上高に変えて、経常収益を記載しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	85,666円77銭	94,559円83銭	90,039円83銭
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	7,872円91銭	7,255円53銭	14,716円01銭
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	円	7,871円26銭	7,252円43銭	14,712円13銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	9,605	8,851	17,953
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	9,605	8,851	17,953
普通株式の(中間)期中平均株式数	株	1,220,015	1,220,027	1,220,021
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	—
普通株式増加数	株	255	521	321
うち新株予約権	株	255	521	321
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—	—

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	<p>(自己株式取得)</p> <p>当社は、平成22年11月5日開催の取締役会において、次のとおり自己株式取得を決議いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取得する株式の種類 普通株式2. 実施理由 資本効率及び1株当たり当期純利益の向上による株主価値の向上3. 取得する株式の総数 30千株 (上限)4. 株式の取得価額の総額 5,000百万円 (上限)5. 株式取得の方法 信託方式による市場買付け なお、詳細は代表取締役社長に一任6. 自己株式取得の日程 平成22年11月12日から平成23年2月28日まで	該当事項はありません。

2 【その他】

(1) 第2四半期会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
経常収益	22,943	21,510
資金運用収益	103	31
(うち貸出金利息)	—	11
(うち有価証券利息配当金)	82	4
役務取引等収益	22,815	21,449
(うちATM受入手数料)	22,049	20,679
その他経常収益	24	29
経常費用	14,895	14,446
資金調達費用	572	507
(うち預金利息)	89	94
役務取引等費用	2,451	2,549
(うちATM設置支払手数料)	2,267	2,371
(うちATM支払手数料)	120	99
その他業務費用	156	6
営業経費	11,594	11,237
その他経常費用	※1 120	※1 145
経常利益	8,048	7,063
特別利益	—	41
貸倒引当金戻入益	—	41
特別損失	84	0
固定資産処分損	84	0
税引前四半期純利益	7,964	7,104
法人税、住民税及び事業税	3,479	2,986
法人税等調整額	△248	△111
法人税等合計	3,230	2,874
四半期純利益	4,733	4,229

前第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
※1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額119百万円を含んでおります。	※1. 「その他経常費用」には、株式等売却損137百万円を含んでおります。

(2) その他

中間配当

平成22年11月5日開催の取締役会において、第10期の中間配当につき、次のとおり決議いたしました。

中間配当金額	3,172百万円
1株当たりの中間配当金	2,600円

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月18日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 世紀 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月24日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 世紀 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年11月5日開催の取締役会において自己株式取得を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月24日
【会社名】	株式会社セブン銀行
【英訳名】	Seven Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二子石 謙輔
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 二子石 謙輔は、当社の第10期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

